

福岡県公報

平成21年11月20日
第3042号

目次

告示(第1749号 - 第1761号)

開発行為に関する工事の完了 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了 (中小企業振興課)	1
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	2
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
道路の区域の変更 (道路維持課)	3
土地改良事業の認可申請の適否決定 (農村整備課)	3
土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課)	3
土地改良区の解散の認可 (農村整備課)	4
土地改良区の清算人の就任 (農村整備課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	5
公 告	
福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減 及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更 (市町村支援課)	5
公安委員会	
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の 開催 (警察本部生活環境課)	5
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の	

開催 正 誤 (警察本部生活環境課)	6
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための 事前届出(平成21年11月福岡県告示第1688号)中正誤	7

告 示

福岡県告示第1749号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字小津3792番3から3792番6まで、3793番2及び3793番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区蒲田5丁目7番1号
社会福祉法人 光薫福祉会 理事長 小林 正信

福岡県告示第1750号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成21年11月6日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーセンタートライアル遠賀店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
3	福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2 外	3	福岡県遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1606番2 外

福岡県告示第1751号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字仲原字下瓦ヶ田817番1及び817番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字仲原2037番2
瓜生 俊二

福岡県告示第1752号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市大字志登79
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

前原市大字志登82番地
志登神社 代表役員 岡本 武文

福岡県告示第1753号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
うきは市浮羽町小塩字湯牟田北向3946の31から3946の33まで、字湯牟田日向3997の10、3999の7から3999の9まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1754号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原鼓字湯ノ口3176の9・3187の3（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1755号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字石原1017番4、1019番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市筵内1062番4 坂戸 敏彰

福岡県告示第1756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県 道	八 香 女 春 線	前	田川郡添田町大字添田1291番1先から 田川郡添田町大字添田1314番2先まで	7.5 ~ 40.5	221.0
			後	同上	10.5 ~ 48.0	221.0

福岡県告示第1757号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の認可申請を平成21年11月6日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の

規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事業名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (川付地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年11月20日から 平成21年12月21日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (東地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年11月20日から 平成21年12月21日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (波多江地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年11月20日から 平成21年12月21日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用ため池整備事業 (芋の浦地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年11月20日から 平成21年12月21日まで	前原市役所
前原市土地改良区	農業用排水施設整備事業 (多久地区)	土地改良事業計画書の写し	平成21年11月20日から 平成21年12月21日まで	前原市役所

福岡県告示第1758号

穂波土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
桑 名 吉 裕	飯塚市舍利蔵1346番地
岡 松 秀 次	〃 安恒374番地1
岡 松 省 吾	〃 〃 202番地1

岡松 繁樹	飯塚市安恒663番地
海藏寺 邦生	" 津原767番地
水間 英久	" " 703番地 3
山下 俊一	" 舍利藏663番地 3
石川 敏明	" " 579番地 1
河邊 謙孝	" " 250番地
谷口 義英	" " 1318番地 1
北野 實	" 高田1063番地
矢野 昌弓	" " 1536番地
津野 茂美	" " 1151番地
津野 哲夫	" " 1010番地
大谷 澄雄	" 津原1310番地 1
平畑 勇	" 久保白544番地

2 退任監事

氏名	住所
瀬戸口 征男	飯塚市津原944番地
岩崎 秋夫	" 高田763番地 1
谷水 照義	" 津原1355番地

3 就任理事

氏名	住所
桑名 吉裕	飯塚市舍利藏1346番地
岡松 秀次	" 安恒374番地 1
城石 恒紀	" " 484番地
岡松 繁樹	" " 663番地
海藏寺 邦生	" 津原767番地
水間 英久	" " 703番地 3
水間 良雄	" " 961番地

山下 俊一	飯塚市舍利藏663番地 3
石川 敏明	" " 579番地 1
河邊 謙孝	" " 250番地
谷口 義英	" " 1318番地 1
北野 實	" 高田1063番地
矢野 昌弓	" " 1536番地
津野 茂美	" " 1151番地
津野 哲夫	" " 1010番地
大谷 澄雄	" 津原1310番地 1
阿久根 久志	" 久保白 2 番地 2

4 就任監事

氏名	住所
瀬戸口 征男	飯塚市津原944番地
桑名 剛	" 舍利藏1326番地
谷水 照義	" 津原1355番地

福岡県告示第1759号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
中島土地改良区	平成21年11月10日

福岡県告示第1760号

解散した清算法人中島土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により

次のように公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
八 田 満 穂	久留米市北野町中島54番地
八 田 有 男	〃 〃 中島108番地 2
内 野 誠	〃 〃 中島58番地
田 本 利 勝	〃 〃 中島47番地 1
福 山 秀 俊	〃 〃 中島66番地 1
田 中 博 二	〃 〃 中231番地

福岡県告示第1761号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サイエンス・アクセシビリティ・ネット

(2) 代表者の氏名

鈴木 昌和

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区百道浜三丁目4番11-103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、視覚障害を持つ人たちのための情報アクセシビリティを考慮した科

学情報処理システム開発と普及、開発システムを利用した情報アクセシビリティ支援事業を行い、福祉の増進、学術・文化・科学技術の振興、情報化社会の発展、社会教育の推進、職業能力の開発、雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

公 告

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合から申請のあった福岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、平成21年10月30日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

平成21年11月20日

福岡県知事 麻 生 渡

公安委員会

福岡県公安委員会告示第342号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年11月20日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年12月15日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第343号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年11月20日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年12月11日（金） 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署

平成21年12月17日（木） 13:30～16:30	大川市大字郷原483番地2 大川警察署 会議室	大川警察署
平成21年12月18日（金） 13:30～16:30	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警察署 会議室	添田警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
21・11・9	3037	告示	1688	1			11	表中	石橋 政典	石橋 正典